

第 30 号
2012.4.25

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース



基金の更なる充実にご協力を！

京都弁護士会 会長 吉川 哲朗

京都弁護士会が人権救済基金を設置して、丸19年が経過しました。

京都弁護士会の人権救済基金は、人権の救済と伸長をめざす活動を推進する資金に充てるために設置されたもので、具体的には、「公益事件の解決のために弁護士会員の援助を必要とする者に対する援助金の交付」、「公益事件の相談、調査、資料収集、講演、出版物の刊行等の費用」など上記設置の目的達成に必要な活動の費用に限って支出するとされています。そして、ここにいう「公益事件」とは、「高齢者・子ども・身体障害者・外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など人権の保障がまだ十分でない状態にある者の人権に関する問題で、その解決が公益的意義を有する事案であって、京都弁護士会が援助を相当と認めたもの」とされています。すなわち、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に鑑みて、人権の保障が未だ十分とはいえない人々の人権の保障を促進する活動のための、裁判に要する費用、裁判外の手続に要する費用や、弁護士費用を立替えて援助金を交付する制度となっています。また、そ

の援助の対象となる市民の範囲は、現在京都府内に住居所や営業所を有する人や勤務もしくは就学している人あるいは過去にそのような関連を有していた人を原則としていますが、現在では、京都府内に限らず京都府に隣接する地域に住居所、営業所を有する人、その地域に勤務もしくは就学している人や事件発生地が京都府または隣接地域である事件の当事者などにも一定の条件のもと対象が広がられています。

この人権救済基金からの援助は、設置以来、高齢者、子ども、外国人の人権に関する事件をはじめ地域の公害環境に関する事件など60件に近い件数に上っています。今後も基金設置の趣旨に則った多くの援助金の活用が予想されるのですが、会内外からの寄付金に財源のほとんどを依存しているこの基金の状況は、毎年大幅な減少をたどっており、その財源の確保が重要かつ喫緊の課題となっています。この基金の趣旨、目的に沿った多くの活動の推進に援助できますように、基金設置20周年に向けて、この財源の維持のため、会員の皆様の多大なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

第16回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 石地 春樹

1. はじめに

今年も例年通り、平成24年1月21日(土)に、京都弁護士会地下大ホールにおいて「第16回法律援助を広げる市民のつどい」が開催されました。

16回目を迎えたこの集いは、京都弁護士会の人権救済基金制度や法テラスなどの法律援助制度を市民の方々に紹介し、各制度を広く知って頂くことで、制度の普及や支援を図ることを目的としております。毎年、沢山の方にお越し頂いており、今回も当日は雨天でしたが大勢の方にお越し頂きました。

2. 開会挨拶

小川達雄会長から開会の挨拶が行われた後、島崎哲朗人権救済基金運営委員会委員長から、人権救済基金制度について説明がありました。正直なところ、市民の方が「人権救済基金制度」と聞いても何のことなのかさっぱり分かりません。そこで、島崎委員長は過去に援助した過払金返還請求事件を具体例として挙げ、基金がどのように人権救済に役立つとしているのかを説明されました。事例が最近ではよく耳にする過払金の話であったこともあり、会場の皆様の関心も高く、最後に頂いたアンケートでは分かり易かったとのご意見が多く寄せられていました。

3. 事例報告

制度の説明が行われた後、実際に人権救済基金制度を利用した当会会員2名(糸瀬美保会員、民谷渉会員)から事例報告が行われました。

まず、糸瀬会員からは、労災事故によって全身に醜状痕が残った男性の事件について報告がありました。この事件は、仕事上の事故で全身に火傷の跡が残った男性が労災保険の障害等級認定を受けたところ、女性よりも低い等級しか認められなかったことから、男性と女性とで扱いが異なる労災保険の基準は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして争われた事件でした。

(※当時の障害等級表では、外貌の醜状について、男性と女性との間で等級に差が設けられていました)。最終的には京都地方裁判所で違憲判決が出され、新聞等でも取り上げられて大きなニュースになったことは、皆さんもご存じかと思えます。



糸瀬美保会員

次に、民谷会員から知的障がいのある方を大勢雇っていた会社に関する破産申立事件について説明がありました。詳細は基金ニュースの事件報告に譲りますが、債権者集会等に関し、裁判所に対して障がいのある方にも分かり易い配慮を求めるよう働きかけるなどの活動が行われ、現在までに一定程度の成果が挙げられているとの報告が行われました。



民谷渉会員

事例報告は具体的かつ身近な話であったこともあり、アンケート結果でも「分かり易かった」、「事件を身近に感じた」等のご意見を沢山頂きました。

4. ミニコンサート

第2部として、葉衛陽さん、さくらさん親子による中国琵琶のミニコンサートが行われました。

葉さんは1992年に来日された後、関西を中心に演奏活動を行い、数多くの「葉衛陽中国琵琶リサイタル」を開催されています。細微なテクニックを駆使し、古典曲から現代曲まで幅広く演奏され、高い評価を受けている演奏者です。また、さくらさんもお父さんに師事して3歳の時から中国琵琶を習い始め、9歳から演奏活動を開始されています。これまでに数多くの舞台で演奏経験を積まれており、2007年に北京で開催された中国中央テレビ局主催の「2007 CCTV 中国民族楽器コンクール」では最年少で銅賞を獲得され、その後も幾つもの賞を獲得されています。

今回のコンサートの演目は「龍船、春の海、蘇州夜曲、花、さくらさくら」で、私たちにも馴染みがある曲が多く、特に春の海の演奏中は、元旦に戻ったかのような錯覚に陥りました。葉さんの説明によると、中国琵琶の特徴は音域の広さにあるようで、幅広い音色を奏でることが出来るとのことでしたが、そのお言葉通り、音楽に疎く、中国琵琶の音色を聞いたのが初めてであった私ですら、音域の広さを堪能することが出来ました。今回の基金ニュースを見て、少しでも葉さん親子に興味を持たれた方は、葉さんがリリースされているCDアルバム「悠々弦韻Ⅰ～Ⅲ」や、さくらさんの初めてのCDである「美しい日本四季の歌」をご購入頂き、実際に演奏を聴かれてみては如何でしょうか。



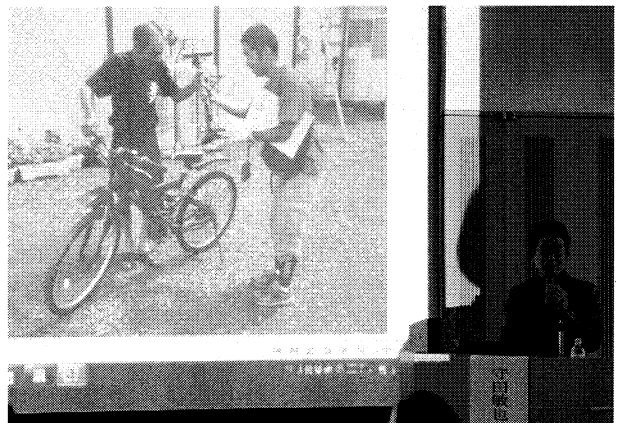
葉衛陽さん・さくらさん

5. 守田敏也さんの講演

第3部として、守田敏也さんによる「京都から東北へ - 地震、津波、原発事故 - 」と題する講演が行われました。

守田さんは、京都市在住のフリーライターで、3月11日の震災以降は、毎日、ブログ「明日に向けて」を通じて原発情報を発信されており、各地で講演を行いながら、放射線被ばくの恐ろしさを明らかにし、放射能からの防護を訴えておられます。昨年10月からは、福島における放射能除染プロジェクトにも参加され、宮城県南部での市民放射能測定室の立ち上げにも関わっておられます。また、一方で被災地に自転車を送るプロジェクト等も行われており、三陸海岸の各都市を訪問・取材し、その現状を広く伝えることも続けられています。

守田さんの講演では、写真や映像などを用いた被災地の現状の説明、仮設住宅に自転車を送るプロジェクトの様子や報告、放射線に関する基本的知識の解説(α 線、 γ 線、 β 線の透過能力等)などがありましたが、講演の中で最も印象に残ったのは、やはり被災地の写真、映像でした。震災直後の瓦礫だらけの映像を見ると、昨年3月11日に起こった震災の与えた影響が如何に大きかったのかを改めて感じさせられました。



守田敏也さんの講演の様子

6. 最後に

昨年3月の震災の影響も有り、今回の集いでは特に守田さんの講演をお目当てにお越しになられた方も多かったように思いますが、人権救済基金運営委員会としても、今回の集いをきっかけに、今後は震災に関係する事件についても何らかの援助をできればと思っております。

以上

エンタメストア事件—障がい者大量解雇事件—

弁護士 民谷 渉

1 事件の概要

本件は、人権侵害事例の中でも、かなり特殊な事件である。某大型ショッピングモールにテナントで入っていた会社が破産申立てを行い、それに伴って、雇用されていた障がい者全員が大量に解雇された、という事件であり、事件名は破産申立事件、人権救済基金の申込者は破産債権者の一人である元従業員、相手方は破産手続中の会社であった。

本件の主要な論点は、障がい者の裁判を受ける権利や、障がい者の働く権利である。

管轄は東京地裁である。店舗名がテレビエンタメストアという名前であったことから、エンタメストア事件、と呼ぶこととする。

2 事実の経過

本件は、以下のような経過をたどった。以下、時系列順に記載する。

2005 後に申立会社の代表取締役となる〇氏が、ショッピングモール計画に、テレビエンタメストアと同内容の店舗を開店する計画を立て、京都で行政や団体に障がい者雇用を呼びかけるも、頓挫。

2009.12 申立会社設立。代表取締役に〇氏、取締役の一人にY氏（福祉法人理事長）、顧問にS氏（元議員）。

2010.06 申立会社が、イオンモール京都において、テレビエンタメストアを企画、開店。そのために、知的障がい者を中心に、障がい者42名と、障がいを持たない人38名を雇用。

2010.11.24 申立会社が、管轄裁判所の東京地裁に破産申立て。同日、従業員全員に解雇の連絡がある。

2010.12.08 破産管財人（の代理人）が、ハローワーク七条の会議室を借りて、元従業員に対し破産の経緯、今後の手続、未払賃金立替制度等の制度の説明を行う。債権届の期限は、1月4日と指定される。エンタメ被害者の会が結成

され、弁護団も立ち上げる。

2010.12.29 東京地方裁判所に、実態調査、債権届出期間の延長、債権者集会を京都で行うこと、債権者集会において手話通訳等を用意することに關する上申書提出。

2011.02.04 東京地裁、管財人、労働者健康福祉機構に対して、特例的に未払い賃金立替制度を利用すべきという意見書を提出。

2011.02.25 破産管財人が、京都において債権者集会に代わる説明会を実施。その際、旧経営陣も参加する。〇氏から、解雇予告手当を除く未払い金の9割相当額を支払う旨の和解案提案。参加した従業員から受け入れる方針で話し合いがなされる。

2011.05 破産手続の中で、未払給与の約1割が配当される。

3 弁護団、被害者の会の活動

① 事件発生から裁判所への上申へ

当面必要があったのは、東京地方裁判所で破産手続が行われている一方、障がいを持つ従業員すべてが京都に在住していることから、京都で債権者集会を行ったり、破産に至る経緯をしっかりと調査するよう、申し入れることであった。また、手話通訳など、司法における情報権の保障についても申し入れる必要があった。そして、債権届の期限が翌年明けの1月4日と迫っていたことから、その期間の延長を申し入れる必要もあった。

そこで、元従業員の一人の代理人として、12月29日付けで、東京地方裁判所と破産管財人に対して上申書を提出し、本件破産は、特例子会社等設立助成金という助成金狙いだったのではないかと、代表取締役の交代、突然の破産などで疑わしい点があること、などを指摘し、徹底的な調査を申し入れた上で、大要、以下の事項を要望した。

- (1) 債権届出期間の延長
- (2) 債権者集会を京都で行うこと、または、京都で同じ説明を行う説明会を開催すること

- (3) 今後の破産手続きで作成する資料は内容を分かりやすいものとし、また、ルビをふること
- (4) 債権者集会においては平易な説明を行い、手話通訳、要約筆記、バリアフリー設備、知的障がい者のためのガイドヘルプを用意すること

② 未払い賃金立替え制度と特例子会社制度の問題点

破産管財人から、今回の事件では、申立会社が、事業開始（そもそも法人設立）から1年とたたずに倒産状態に陥ったため、未払い賃金立替払制度を利用することは難しいと指摘されていた。

そこで、2011年2月14日に、東京地方裁判所及び破産管財人と、未払い賃金立替払制度を取り扱う労働者健康福祉機構に対して、申立会社の事業開始から経営破たんまで1年が経っていない一方で、親会社の設立及び同種事業開始からは優に1年以上が経っているのに、未払い賃金立替え制度が使えないという制度の矛盾を指摘し、今回は特例的に認めるよう、意見書を送付した。その内容は、親会社が障がい者雇用率等で恩恵を受ける特例子会社制度を利用して障がい者を雇用したことにつき、障がい者に責任はなく、むしろ、無責任な事業を誘引し、障がい者を路頭に迷わせることになりかねない。制度の不備を障がい者に負わせることは不当であり、少なくとも、子会社が親会社の実質一部門と言える場合には、特例的に未払い賃金立替払制度を利用できるようにすべき、というものであった。

③ 運動の成果として得られたもの

このような動きをしたことにより、いくつかの成果が得られた。

まず、債権者集会の場所自体を、京都で開催させることはできなかつたものの、債権者集会に代わる、「管財人および元経営者による説明会」を京都で開催させることができた。破産管財人の交通費や通訳費用に関しても、破産財団から出してもらうことができた。そして、東京地裁の債権者集会や京都での説明会の際に配布された資料では、「財団債権とは」など、専門用語の説明が資料として付いたり、視力が弱い方向けに、文字を2倍以上に大きくしたレジュメが配布された。裁判所や破産管財人が、障がい者に一定配慮して資料を作ったことが分かる。

また、京都における説明会の中では、どうして突然破産手続きを行うことになったのかなど、質問項目を事前に被害者の会から提出しており、質問に沿った説明が行われ、旧経営陣からも直接説明が行われた。そして、集会においては、〇氏から、自分の個人財産か

ら、未払い賃金の一部（解雇予告手当を除いた部分の9割相当額）を負担するという提案がなされた。ちなみに、残る1割は、破産手続の配当の中で確保することが出来た。さらに、2012年2月になって、税金の還付により、さらに1割程度が追加で配当され、解雇予告手当の一部も回収することができた。

なお、債権届出期間については、財団債権であったため、無理に債権届出期間内に出す必要がなかったことから、実質的に、元従業員に影響はなかった。

4 本件の意義と人権救済基金

このように、当初裁判所に要望した事項のほとんどについては、一定、成果を得られた。

今回の事件においては、破産手続きにおける債権者という、少し珍しい形で障がい者の裁判を受ける権利が問題となった。それぞれ、金額的には10万円強の債権しかなく、障がいを抱える従業員が、債権者集会のために東京地裁まで行くのは、金銭的・物理的にも現実的ではない。そこで、債権者集会と実質的に同じ内容の説明会を行わせることができ、また、その中で、通訳費用を出させ、当事者向けの資料を準備させるなど、障がい当事者が破産手続きに参加しやすいような配慮を裁判所にさせることができた。

また、被害者の会と共同して弁護団が迅速に動いたことにより、何故大量の障がい者を大量に雇用した上で、破産申立に至ったのかという真相が一定明らかとなったことや、未払い給与を大部分回収できたことも、大きな成果であった。

こうした弁護団及び被害者の会の動きを財政的に支えたのが、人権救済基金から出してもらった資金であった。そうした支えがあったからこそ、未払い給与の確保など、大きな成果を上げることが出来た。弁護団はもちろんのこと、当事者、支援者も大変感謝している。本件のように、公益性があるが、泣き寝入りになりかねない事件を取り上げるためにも、是非今後も人権救済基金を活性化していただきたいと思う。

本件では、いくつかの課題も残されている。まず、今回の事件で被害回復がなされても、障がい者の就労をいかにして確保し、安定させていくか、ということは政策的に大きな問題である。障がい者は、時の経済情勢や、政策によって振り回されているという感が否めず、働く権利が守られているとは到底思えない。また、未払い給与立替払制度についても、結局、利用することはできなかつた。特例子会社を設立することにより、立替制度が使えないという矛盾をいかに解消するか、議論が必要である。本件は事件としては終了したが、今後も継続して取り組んでいきたいと思う。

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件 豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇） 発達障害者の窃盗被告事件 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患） 水族館施設設置許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。

2011年度末時点での援助件数は、58件です。



収入の部

=2011年度人権救済基金報告=



支出の部

科目	'11年度予算額	11年度決算額
1 会員寄附金	800,000	2,400,000
2 会員外寄附金	400,000	151,200
3 償還金	0	858,190
4 受取利息	4,000	1,678
5 雑収入	250,000	229,887
当期収入合計(A)	1,454,000	3,640,955
前年度繰越金	8,951,199	8,951,199
収入合計(B)	10,405,199	12,592,154

科目	'11年度予算額	'11年度決算額
1 援助金	3,500,000	2,900,000
2 活動費	1,000,000	566,379
3 雑費	10,000	3,920
4 予備費	5,895,199	0
当期支出合計(C)	10,405,199	3,470,299
当期収支差額(A-C)	△8,951,199	170,656
次期繰越収支差額(B-C)	0	9,121,855

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2011年度末で、約912万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。



「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。

